

*主に企業や団体にお勤めの方向けのダイジェストニュースです。(第11号)

発行：京都市産業観光局

中小法人・個人事業者のための『事業復活支援金』のお知らせ
新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模に応じた給付金が国から支給されます。



◆事業復活支援金の概要

(1) 給付対象

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が対象
- 2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高(※)が、
2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して、
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者
(※)時短要請に関する協力金は、対象月の事業収入に算入する必要があります。
- 給付額
基準期間の売上高 - 対象月の売上高×5
- 基準期間(対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間であること)
①2018年11月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、
③2020年11月～2021年3月のいずれかの期間
- 対象月(基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること)
2021年11月～2022年3月のいずれかの月

(2) 給付上限額

〈個人事業者〉

売上減少率50%以上 ⇒50万円 売上減少率30%以上50%未満 ⇒30万円

〈法人〉年間売上高(※)により異なります。

- 年間売上高が、1億円以下
売上減少率50%以上 ⇒100万円 売上減少率30%以上50%未満 ⇒60万円
- 年間売上高が、1億円超～5億円以下
売上減少率50%以上 ⇒150万円 売上減少率30%以上50%未満 ⇒90万円
- 年間売上高が、5億円超
売上減少率50%以上 ⇒250万円 売上減少率30%以上50%未満 ⇒150万円

(※)基準月(2018年11月～2021年3月の間での売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高

◆申請の流れについて

- ①・アカウントの申請・登録等(事業復活支援金事務局WEBサイトにて申請ID発番)
↓・事前確認に必要な書類の準備
- ②・事務局WEBサイトから身近な登録確認機関を検索(<https://reservation.ichijishienkin.go.jp/third-organ-search/>)
↓・登録確認機関に事前確認の依頼・事前予約(電話又はメール)
- ③・事前確認の実施
↓※「一時支援金又は月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金及び月次支援金を受給していないが登録確認機関と継続支援関係がある方」は、①②③を省略できます。
- ④・事務局に申請(事前確認完了後、申請者のマイページにて、必要事項の入力等)

お問合せ先： **事業復活支援金事務局 相談窓口**

TEL：0120-789-140 IP電話等からのお問合せ先：03-6834-7593(通話料がかかります)

URL：<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>